

加給年金とは、定額部分を受給できるようになった人に生計を維持されている**65歳未満の配偶者**または**18歳未満の子**がいる場合に支給される、厚生年金のいわば「家族手当」です。現在、その支給開始年齢は61～65歳へと段階的に引き上げられており、**昭和24年度以後生れの男性、及び昭和29年度以後生れの女性**では、支給開始は65歳からとなります。

加給年金額と受給要件

生計を維持されている配偶者（内縁を含む）または子がいる場合は、右表の金額の加給年金が支給されます。

| | | |
|----------------|-------|----------|
| 配偶者 | | 227,900円 |
| 18歳未満の子(2人まで) | 1人につき | 227,900円 |
| 18歳未満の子(3人目から) | 1人につき | 75,900円 |

【受給要件】

(平成21年度価格)

配偶者の加給の場合は以下の と 、子の加給の場合は と を満たす必要があります。

厚生年金の被保険者期間が20年以上あること。

13頁の または の特例により老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている場合を含みます。

配偶者も厚生年金に20年以上加入（同じく特例を含む）している場合、配偶者自身の年金が受けられるようになる
と加給年金額は支給停止されます。

配偶者が65歳未満で、年収が概ね850万円(所得が655.5万円)以下であること。

定額部分の受給権発生時点において年金受給者に生計を維持されている配偶者に限ります。

18歳未満の子がいること。

18歳未満の子とは、満18歳の誕生日後の3月31日までの子、または20歳未満で1級・2級の障害の子をいいます。

特別加算を含めた配偶者加給年金額

昭和9年度以後生れの人には、生年月日に応じて配偶者の加給年金額に下表の額が特別加算されます。

配偶者加給年金の支給年齢

| 本人の生れ年度 | 支給開始 | 支給終了 | | |
|---------|------|--------------|-----|--|
| ～昭和8年度 | 60歳 | 配偶者が65歳になったら | | |
| 昭和9年度 | | | | |
| 昭和10年度 | | | | |
| 昭和11年度 | | | | |
| 昭和12年度 | | | | |
| 昭和13年度 | | | | |
| 昭和14年度 | | | | |
| 昭和15年度 | | | | |
| 昭和16年度 | | | 61歳 | |
| 昭和17年度 | | | | |
| 昭和18年度 | 62歳 | | | |
| 昭和19年度 | | | | |
| 昭和20年度 | 63歳 | | | |
| 昭和21年度 | | | | |
| 昭和22年度 | 64歳 | | | |
| 昭和23年度 | | | | |
| 昭和24年度～ | 65歳 | | | |

(本人が夫、配偶者が妻の場合)

| 本人の生れ年度 | 配偶者分 | 特別加算 | 合計 | | |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ～昭和8年度 | 227,900円 | なし | 227,900円 | | |
| 昭和9年度 | | 33,600円 | 261,500円 | | |
| 昭和10年度 | | | | | |
| 昭和11年度 | | | | | |
| 昭和12年度 | | | | | |
| 昭和13年度 | | | | | |
| 昭和14年度 | | | | | |
| 昭和15年度 | | | | 67,300円 | 295,200円 |
| 昭和16年度 | | | | | |
| 昭和17年度 | | | | 101,000円 | 328,900円 |
| 昭和18年度 | | | | | |
| 昭和19年度 | | 134,600円 | 362,500円 | | |
| 昭和20年度 | | | | | |
| 昭和21年度 | | 168,100円 | 396,000円 | | |
| 昭和22年度 | | | | | |
| 昭和23年度 | | | | | |
| 昭和24年度～ | | | | | |

(平成21年度価格)

あなたの場合は？

あなたの生れ年度
年度



あなたの年齢

歳

から

あなたの年齢

歳

まで（配偶者64歳まで）

特別加算

配偶者加給年金額

227,900円 +

円

=

円

【注】上記は配偶者のみの加給年金の期間・金額を確認するものです。子の加給がある場合はご自身で計算をお願いします。